

「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」についてご意見を募集いたします。

（パブリックコメント）

「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

■ご意見を募集する条例の案の名称

「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」

■ご意見募集期間

令和5年1月4日（水）から令和5年2月3日（金）まで

■条例制定の背景及び目的

国内においては、地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制、環境への負荷の少ない循環型社会構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、2012年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が導入され、太陽光発電等を中心とする再生可能エネルギー発電事業の普及が全国的に進んでいる状況にあります。

その一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、大規模な森林伐採や土地造成等による土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化及び地域住民への事業に関する説明不足等のトラブル発生などが全国的な問題となっています。

このことから、本町においても、再生可能エネルギー事業が地域との共生のなかで、町民の安全で安心な生活環境を確保しながら良好な自然環境、景観の保全との調和を図り、推進できるルールづくりが求められており、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、本町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に条例を制定するものです。

■公表する資料

- (1) 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（骨子案）
- (2) 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、役場（担当課）、白老町コミュニティセンター、図書館、いきいき4・6（健康福祉課）、各出張所棟で入手できます。

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出下さい。（パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。）

- (1) 直接提出 生活環境課 環境グループ（担当課）で提出を受け付けます。
- (2) 郵送 〒059-0995
白老郡白老町大町1丁目1番1号 生活環境課 宛
※令和5年2月3日（金） 当日消印有効
- (3) FAX (0144) 82-4391 生活環境課 宛
- (4) 電子メール seikatu@town.shiraoi.hokkaido.jp

■提出されたご意見の取扱い

- ・提出されたご意見は、条例（案）を決定する際の参考とさせていただきます。
- ・条例（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・提出されたご意見及びご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0995
白老郡白老町大町1丁目1番1号 生活環境課 環境グループ
電話：(0144) 82-2265 FAX：(0144) 82-4391
電子メール seikatu@town.shiraoi.hokkaido.jp